倫理に関する相談体制

疑問があったら、自分勝手に判断せず、倫理監督官等に相談して ください。

☆ 各機関には、倫理監督官から職務の委任を受けた倫理管理官又はその倫理管理官から職務の 委任を受けた分任倫理管理官が置かれており、相談することができます。

(倫理カードには、各隊員の相談先の電話番号が記載されています。)

- 倫理監督官への相談(倫理規程第4条第2項及び第10条)
 - ・行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合
 - ・利害関係者との間で行う行為が禁止行為に該当するかどうかを判断することができない場合
 - ・隊員と私的な関係にある利害関係者との行為(倫理規程上の禁止行為)が、国民の疑惑や不信を招くかどうか判断することができない場合
- 倫理管理官及び分任倫理管理官への相談
 - それぞれの任務の対象とされた隊員に対して、上記相談を行う。
 - ☆ 任務の対象とされた隊員については、「自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等に基づく、防衛省職員の職務に係る 倫理の保持に関する承認手続、報告等について(通達)(防人1第3856号。12.6.22)」の別表第1及び第2を参照。